戦没者等のご遺族の皆さんへ

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています

平成30年４月２日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第10回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象となる人

平成27年４月１日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、右記の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1．平成27年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2．戦没者等の子
3．戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、 順番が入れ替わります。
4．上記１から３以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係があった人に限ります。

支給内容

国債名称　第十回特別弔慰金国庫債券　い号
額　　面　25万円（５年償還）

申請後、裁定通知がまだ届かない人

順次裁定を行っておりますが、想定以上にお待たせしてしまい、申し訳ございません。裁定までのおおよその期間につきましては、個別の事案により異なりますので、下記窓口にお問い合わせください。

請求窓口・問い合わせ先　地域福祉課〔☎0837(52)5227〕
美東総合支所総合窓口課〔☎08396(2)5000〕
秋芳総合支所総合窓口課〔☎0837(62)1912〕

障害福祉だより⑤

～住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように～

「障害者差別解消法」ってなに？

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。
この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

不当な差別的取扱いとは…

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したりすることです。
例えば…
- お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた
- アパートの契約をするとき、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった　など

合理的配慮とは…

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために配慮を行うことが求められます。
例えば…
- 視覚障害があると伝えたのに、書類を渡されただけで内容を読み上げてもらえなかった
- 障害のある人が交通機関を利用するときにどの乗り物に乗ったらよいのかを職員に聞いたが、分かるように説明してもらえなかった　など

差別をされたときの相談窓口

美祢市地域福祉課	〔☎0837(52)5227〕〔📠0837(52)1490〕	総合相談支援センターみね	〔☎0837(56)1839〕〔📠0837(56)1814〕

問い合わせ先　地域福祉課〔☎0837(52)5227〕〔📠0837(52)1490〕

病院だより80

新年のごあいさつ

美祢市病院事業管理者
髙橋睦夫

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、国外ではトランプアメリカ大統領の「アメリカ・ファースト（アメリカ第一主義）」に基づく種々の想定外の言動と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の金正恩最高指導者の指示による複数の弾道ミサイル発射に驚かされた一年でした。国内では、小池百合子東京都知事が立ち上げた『都民ファーストの会』及び『希望の党』が注目を集めました。本年は、国内外とも平穏な年であって欲しいものです。

さて、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年及びそれ以降の医療・介護の問題を解決する手段の１つとして「地域包括ケアシステム」が提唱されました。このシステムの主旨は、「高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい生活を全うできる社会を目指して医療・介護を整備する」です。2020年以降、65歳以上の高齢者が世帯主である世帯（高齢世帯）のうち夫婦２人世帯と単身世帯が合わせて65％を超え、生産年齢人口は減少する一方、死亡数は2040年頃まで増加（いわゆる多死社会）の一途をたどり、家族形態も「個人化」が急速に進みます。美祢市には、介護施設が比較的多く存在していますが、それでも全ての高齢者の方が入居できるほど十分にはありません。そこで、高齢者の「住まいと住まい方」が重要です。つまり、障がいや疾病(しっぺい)を持った住民が自宅で安心して日常の生活を送ることができ、さらに医療・介護が必要な時は、いつでもそれを受けることができる環境でなければなりません。

さて、昨年度も本稿で少し記載しましたが、美祢市病院事業局では、昨年３月に「新美祢市病院改革プラン」を策定しました。このプランでは、美祢市における現在及び将来の医療需要、美祢市立病院と美祢市立美東病院の現状、両病院の公立病院としての役割、安定的にその役割を果たすための問題点を抽出し、解決に向けた具体的な道筋等を策定しました。この改革プランに加えて、美祢市における「地域包括ケアシステム」の一環を担う為に、今後は、市立病院として、各家庭に医師が出向く「訪問診療」や入院・加療が必要となった場合の「後方支援病院」としての役割を積極的に進めて行きたいと考えています。

それでも、高齢化社会では、退院後の在宅での生活においては、医師や介護者以外に、身の回りのお世話を必要とする人のための地域全体での住民の支援が欠かせないものとなってまいります。つまり「丸ごと」の地域共生社会となることが望まれます。

以上、年頭にあたり、皆様方のご協力をお願いするとともに、本年も宜しくお願い申し上げます。

問い合わせ先　経営管理課〔☎0837(52)1700〕

データで見る美祢市

まちのうごき（平成29年12月1日）			
人口	25,191人	前月比	▲34人
男	11,811人	前月比	▲17人
女	13,380人	前月比	▲17人
世帯数	11,226帯	前月比	▲9世帯

（ ）内は県下総数

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
11月中	4(370)	1(12)	9(444)	45(3,299)
累計	51(4,524)	3(67)	79(5,593)	611(35,882)
昨年対比	0(▲442)	2(9)	18(▲572)	▲40(▲362)